

千里足下

2001

成蹊大学法学部政治学科
増山ゼミ学生論文集

論文集の作成にあたって

この論文集は私の演習に参加し、研究の企画を立て、報告書を作成したゼミ生諸君の成果を公表するためのものである。ここでは論文集を作成する意味について少し敷衍しておきたい。

演習を通じて期待することは政治的現象についての実証研究や現状改善的な政策研究を実際にやってもらうことに尽きる。喩えるならば、初めて何かのスポーツをしようというときに、ルール・ブックを丹念に読んだり、プロの試合を観たりするのではなく、とりあえずやってみるというのが私の演習の基本的方針である。

研究テーマから分析手法まで、それらの選択は演習参加者の完全な自由であり、研究成果はひとえに参加者の創意工夫に帰属する。参加者には研究成果を論文集にまとめるという目的意識を共有し、独自の研究成果の公表という達成感を味わうとともに、自分の書いたものが人目に晒されることを意識してもらいたい。

また論文集作成には教育的な目的もある。まず論文集は今後演習に参加する者にとって、どんな一年が待ちうけているのかを如実に物語るものであろう。私の演習は参加者の意欲によって成り立っている。参加意欲の高い諸君には得るものも多い演習となるであろうが、意欲のないものにとって苦痛以外の何物でもないことははっきりしている。

第二の教育的用途は論文集が演習参加者にとって最初に読むべき課題を提供することにある。先輩達が取り組んだ方法論的な問題は後輩参加者が追々直面せざるを得ないものであり、先輩達の足跡を理解することは後輩達にとって最善の道標となろう。

論文集のタイトル「千里足下」とは「千里行於始足下」(遠い旅路も足元の第一歩から始まる)という老子の言に由来する。

増山幹高

目次

- 1 . ストーカー減少へ向けて.....中村芙紗子 p. 3
- 2 . 大切なのは家事育児 = 夫婦の協力.....日向 直子 p.12
- 3 . チョッパリからイルボンへ ~文化交流の効果~宮崎 美奈 p.21
- 4 . ユーゴスラビア紛争の解決に向けて.....矢澤裕美子 p.30
- 5 . 皇室予算はなにによって規定されるか.....羽根名奈子 p.36
- 6 . 日本の永住制度見直しにおける福祉国家化.....門木 祐子 p.42

1 . ストーカー減少へ向けて

中村 芙紗子 (2000 年度演習)

要旨

去る5月18日に『ストーカー行為規正法』が成立、11月24日に施行された。国がこのような法律を成立、施行させた背景には、最近頻繁に起こっているストーカー事件の増加、桶川事件、沼津事件のようなストーカー行為が殺人事件にも発展するなどの凶悪化が挙げられる。社会問題となりつつあるストーカー行為の実態を探るとともに、対策方法を挙げる。また、施行されたばかりのストーカー行為規正法について考え、ストーカー減少へ導く方法を研究する。

ストーカー度テスト

簡単な質問です。質問を読んで、「はい」か「いいえ」で答えてください。

Q 1 , 愛しさと同時に憎しみを感じてしまう。
Q 2 , 気がつくと自分のことばかり話している。
Q 3 , 異性と話すのは得意だ。
Q 4 , 幼い頃、親から充分愛された。
Q 5 , マザコン気味。
Q 6 , 母親を憎んでいる。
Q 7 , 恋愛経験は少ないか、または長続きしない。
Q 8 , 他人の会話を盗み聞きしたいなんて思わない。
Q 9 , 感情の変化が激しくて自分でおさえられない。
Q 1 0 , 恋人は私を甘えさせてくれる人じゃないと。
Q 1 1 , 恋人関係を終わらせるには、一方が認めなければ成立しない。
Q 1 2 , 空想癖がある。
Q 1 3 , 目的のためなら手段を選ばない。
Q 1 4 , たまには人に嫌われてもしょうがないと思う。
Q 1 5 , ひとめぼれしやすい性質。
Q 1 6 , 異性の友人よりも同性の友人が少ない。
Q 1 7 , 遠距離恋愛なんてとてもできない。
Q 1 8 , 愛し合っているなら結婚するべきだ。
Q 1 9 , 疑い深い性格だ。
Q 2 0 , 人間関係はギブアンドテイクが当たり前。

結果

「はい」が 0～6個	あなたはしっかりとした大人。現実をしっかりと認めることができる前向きな人です。 ストーカーになる確率は低いでしょう。
「はい」が 7～14個	ちょっと依存的な性格かも。愛の見返りはあまり期待しない方がいいです。 単に嫉妬ぶかいただけかもしれません。
「はい」が 15～20個	好きな異性に対して一方的になってはいけません。相手の人格を尊重してください。 独占欲の高まった時に注意。

この研究の対象を一般人からストーカーまでと幅広くすることで自覚のないストーカー予備軍を範囲に入れ、徹底的なストーカー対策を練る。

まずは、『なぜストーキングをするのか』という原因を追求し、分析した上でこれ以降同じタイプのストーカーを生み出さないようにする。そして、ストーカーの実態、行動パターンを知ることで、被害者となりうる人が、一般人がストーカーとなる前に見極めることができ、関わりあいを持たなければストーカーというものはこの世に存在しなくなるのではないかと考えた。そのためには被害者になりうる人にストーカーの特徴、ストーカーに対する正しい対応の仕方を学ばせることが必要である。

そして最後に既存のストーカーに対して厳しい制裁を与えることとする。厳しい制裁を加えることで再犯を防ぎ、世の中一般にストーカー行為が犯罪性の濃いものであることを理解してもらい、消極的なストーカーに対し牽制の意を込めてストーカー行為をやめてもらう。そこで先日施行された『ストーカー行為規正法』であるが、この法律自体の有効性を探るとともに、問題点を指摘し、五年後の見直しを約束している国に対して最も有効であると思われる『新・ストーカー行為規正法』を提案していく。

ストーカー行為とは

つきまといや待ち伏せ、進路妨害
行動を監視していると告げること
面会、交際の強要
著しく乱暴な言動
無言電話や連続ファックス
汚物、動物の死体などの送付
名誉を害することを告げること
性的嫌がらせ

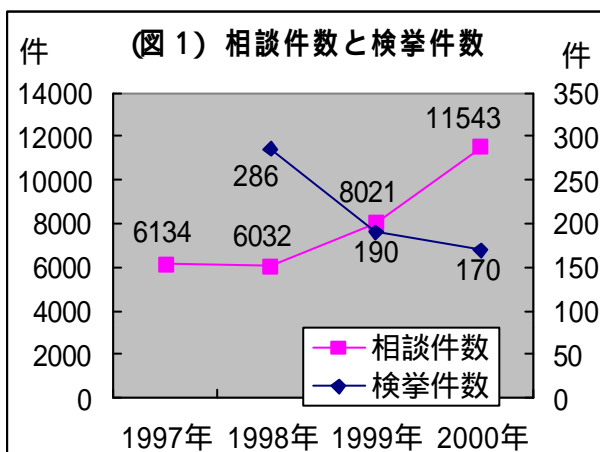
これらが繰り返し行われた場合を、「ストーカー行為」とする

ストーカーの実態

(図1) 近年のストーカー相談件数と検挙件数

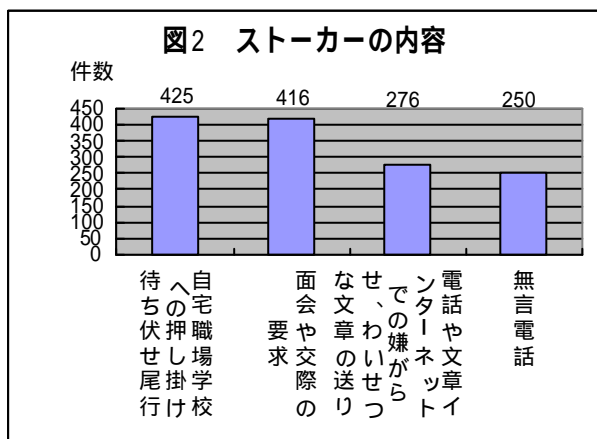
警察庁によると、今年上半期(1月から6月)に全国の警察が受理したストーカー相談は11,543件です。すでに99年1年間の相談件数8,021件を上回っている。検挙件数は1998年から99年にかけては減少したが、今年には大幅な増加に転じた。傷害や暴行などの事件として検挙された件数は346件で、半年ですでに99年の1.8倍に上った。

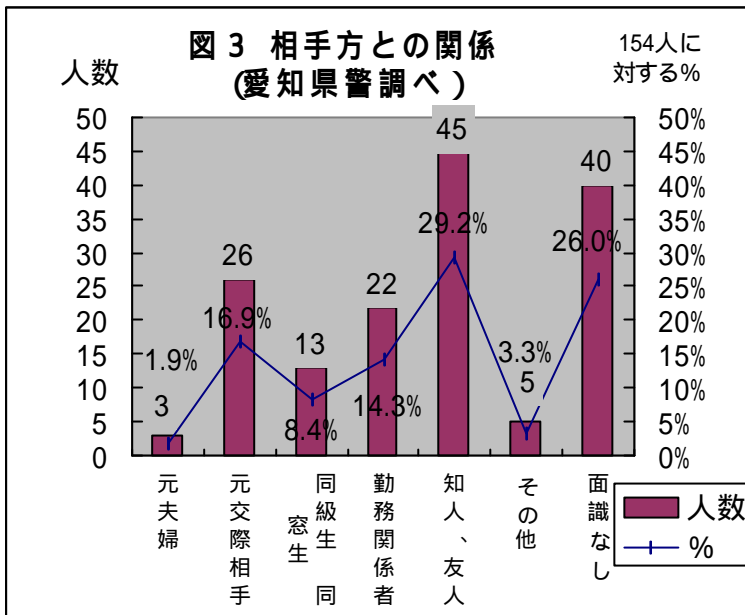
・埼玉県警調べ 1999年一年間のつきまといなどストーカー行為に該当する相談件数は271件。2000年は5月末までで、494件と既に昨年の2倍に急増。ストーカー行為に絡む傷害や器物破損などの犯罪摘発件数は昨年9件だったが、今年は18件に上った。



(図2) ストーカー行為の被害内容

また、1997年から99年6月まで悪質であるが検挙にならなかった822件について分析したところ、内容について重複しているケースもあるが「自宅や職場、学校などへの押し掛け、待ち伏せ、尾行」が425件、「面会や交際の要求」が416件、「電話や文書、インターネットで嫌がらせをしたり、わいせつな品物を送り付けられたりしたもの」が276件、「無言電話」が250件だった。





(図3) 相手方との関係

愛知県警が HP 上でストーカーに関心のある一般の人を対象にアンケートを取った結果、相談者の多くは、

交際を断った相手から狙われている

別れ話を根に持ってつきまわられている

同僚や、学生時代の友人がつきまとう

といった心当たりのあるストーカーにつきまわ

れている事がわかった。

結果

逮捕されたストーカーの動機と行動を分析すると、容疑者は被害者のプライバシーすべてを欲しがり、勤務先と自宅の住所、電話番号を手に入れ、異性の生活パターンを知るために尾行を繰り返すことがわかった。

もし「尾行されているかもしれない」と感じたら、家や会社を出るとき、車の乗り降りの際に不審者がいないかどうか警戒する。また、電話番号を調べられて無言電話などかかってきても、決して対応してはいけない。悪質な場合には時刻や内容をメモして、すぐに警察に相談する。手紙なども封を切らずに返送するか警察に提出する。

各都道府県の警察では、被害者に対して

尾行されていると感じたら、タクシーなどを利用して逃げる

無言電話は対応せずに切る

個人情報がかかっている書類（例えば携帯電話の請求書）は粉碎して捨てる

一人で悩まず、手遅れになる前に警察に相談する

などの対策を指導している。

福島章氏によるストーカーの分類（特徴と対応策）

	特徴	対応策
精神病系	精神分裂症の発症が原因となり「恋愛妄想」「関係妄想」が起こり、ストーカー行為を行う。	家族に通報し、病院に通わせるなどの配慮が必要。
パラノイド系	「相手に愛されている」「相手も自分のことを愛している」という被愛妄想を持っている。相手が何度否定しても、周囲の人がどんなに説得しても、決して妄想を変えない。妄想以外におかしなところがないのも特徴。	保健所や保健センターに訴えても、彼らは一見礼儀正しく見えるし、話の筋も通っているので、相当熟練した精神科医のもとに連れて行くしかない。
境界性人格障害系	感情的に非常に不安定で行動の予測がつかないタイプ。簡単にいえば「何をしでかすかわからない人」。他人に奉仕することなどは考えもせず、相手から常に100%の愛をもらわないと気が済まない。	未熟であるため、「警察」「弁護士」などという存在を恐れている
自己愛性人格障害系	自己中心的で、自負心が強く、自分の万能性と有能性にすぎりついて生きているタイプ。いつも他人からチヤホヤされたい、そうしない相手には激しく攻撃する。一度付き合った女性は自分の合意なしに交際をやめるのは裏切りだ、と考える。弱点は自分のプライドを傷つけられること。	「警察」「探偵」等に関与してもらい、「告訴」を匂わせると動揺する可能性あり。
サイコパス系	反社会性人格障害のこと。犯罪者になるために生まれてきたような人。ほとんどが無職か暴力団組員。前科持ちも多い。恋愛感情もない。	とにかく逃げること。警察も医者も当てにはならない。住民票を変えないで遠くの町に逃げること。

福島章氏の見解

社会問題となるまでにストーカー被害が顕在化してきたのはなぜか。それは、女性の人権意識の高まりと、自己中心的な人間が多くなったことにある。自分の感情やプライドしか頭になく、相手の気持ちや人権を思いやる心に欠ける人が男女ともに増えてきた。その原因として、一つには情報化社会の進展。子供のころからテレビなど一方向的な情報の中で育ち、人間関係の体験が乏しい人が増えている。テレビに子守を任せる母親も多い。少子化で兄弟や一緒に遊ぶ子供も少なくなり、学校へ行っても心を割って話せる友人ができない。思春期以降、恋愛感情は芽生えるが、だからといって急に相手を思いやる気持ちが

できるわけではない。そこに男女間のトラブルが起こる。心性が未熟で、自我が確立できてない。赤ん坊のように愛情は求めるが、他人に与えることはできない。それはストーカーの加害者もそうだし、被害者にもそういった傾向はある。

異常な行動に走るストーカーの心理、精神状態をどう分析するのかについて、精神病や妄想性障害者などは意外と少なく、むしろ、異常ではあるが精神病ではない境界人格障害、自負心が強い自己愛性人格障害、暴力的で自分の欲望を強引に押しつける反社会的人格障害（サイコパス系）がほとんどである。殺人事件などに発展するケースはサイコパス系のストーカーの確率が高いが、どのタイプのストーカーにも可能性はある。特に、境界人格障害系は感情の動きが激しく、時に思い切った行動に出る。

福島氏の考えるストーカー対処方は、あいまいな態度をとらず、「ノー」と言うことが第一歩。それでだめなら、家族やカウンセラー、弁護士、警察などの第三者に相談し援助を求めるべき。当事者同士の話し合いはかえって、ストーカーに快樂の時間を与えることになる。断り方も、相手の自己愛を傷つけたりするような、存在を無視する態度では、ストーカーの動機にもなりかねない。

ストーカー行為規正法の問題点を探る

ストーカー行為規正法では、ストーカーを恋愛、性的、怨恨の感情を充足する目的で、特定の相手に「つきまとい等」を反復して行う者と定義している。規制の仕組み(図3)から見てわかるように警察がストーカー事案に取り組みやすくなったと受け取れるが、問題点もある。

まず、ストーカーとDV(ドメスティックバイオレンス)の両方をサポートしている印象があるが、細かい分類わけが出来ておらず、相手が元夫、元恋人である場合、警察はこれまでどおり被害者側にも理由があるはずと考え取り合ってくれない可能性がある。

また、目に見える被害が無い場合や、例え被害があったとしても証拠がない場合、被害の程度と頻度によっては、被害届や告訴状を受け取らない可能性がある。「反復」とは具体的に何回以上なのかについても細かい線引きはなく、あいまいに表現されている。所轄警察署ごとにストーカーと認定するために構成条件が必要となるケースも出てくるであろう。

そして、凶悪化する可能性の高いこの手のトラブルでは、解決までのスピードも重要になる。早めに釘を刺しておけば解決する可能性が高いにもかかわらず、「警告 命令 罰則」と、ストーカー側に配慮した3段階の手順で規制が実施されている。相談から警告までのプロセスだけを見ても、事情聴取による事実の確認、証拠の検証など、永遠とも感じられる長い時間を必要とするため、この間に凶悪化してしまう場合も出てくる。この際、警察職員の判断の力量が問われることとなる。

「警告」と「命令」にどれだけの効果があるのかも疑問で、劇的な抑止力となる可能性もあるが、劇的に凶悪化させてしまう危険性もあわせ持ち、警察の中途半端な介入が、逆効果

となる可能性に注意が必要。ストーカー事案は、再発率が高いにもかかわらず、1年以下の懲役、100万円以下の罰金という刑罰の軽さも問題で、確信犯的なストーカーには、効果が無いようにも思われ、人格障害や行為障害のストーカーを正常に戻すには短すぎ、出所後に凶悪化して再発する可能性がある。

そして重要な問題点として、ストーカー行為規正法は、ストーカー定義としてあげられている恋愛感情などをめぐる問題に限定している。職場や近隣トラブル、逆恨みなどを動機とした悪質な嫌がらせは取り締まる事が出来ず、全国十県で、法の不備を補おうと恋愛感情に基づくストーカー行為以外にも規制する条例を制定したり、改正したりしている。

ここでは全国単位の報告がないため、自治体単位でのものを例として紹介する。

・**福島県の場合** 今年9月に制定した迷惑防止条例の中で、摘発対象となるストーカーを「職場、学校、地域社会などの関係に起因するねたみ、恨みを充足する目的」の行為と規定した。福島県警が昨年一年間に受理したストーカー被害287件のうち、恋愛感情以外を動機にしたケースが30%の約80件を占めていたため。

・**埼玉県の場合** 県警に寄せられるストーカー行為に関する相談の中で、会社のリストラや近隣住民間のトラブルが原因となる場合が全体の半数近くを占めたという(494件中221件、44.7% = 今年五月末現在)。多くの事案が恋愛感情以外であり、規制法で対応できないことから、県警は法律の対象以外での行為の取り締まりを視野に検討を重ねてきた。

この他岩手、群馬、千葉、新潟、奈良、香川、宮崎、鹿児島等の八県も、恋愛感情以外の動機によるストーカー行為を対象に条例を制定または改正したりしている。「とにかくつきまといは犯罪的」という方向を打ち出した。「法とダブル規制になる」と条例化を見送った東京、滋賀などとは対照的である。そしてその結果、恋愛感情以外の場合、深刻な「つきまとい行為」でも、ある県では警察が動いて解決したが、別の県では警察の保護を求めにくい、という違いが起きることも考えられる状況になっている。

『新・ストーカー行為規正法』への提案事項とその効果

『新・ストーカー行為規正法』では、上記に挙げた問題点をすべてカバーできる法を目指すものとする。しかしここでは特に恋愛感情に限らず、「つきまとい等」は犯罪であるということをはっきりさせる。

・ 鹿児島県の場合

全国でいち早くストーカー行為への処罰を盛り込んだ鹿児島県不安防止条例(公衆に不安を覚えさせる行為の防止に関する条例・恋愛感情以外のストーカー行為も対象となる)の施行は、1998年に宮崎県内の男性が鹿児島県内の女性のスカートの中を盗み撮りした事件がきっかけ。始末書での処分にとどまったため取り締まる法律が必要という声が高まった。県警に寄せられる迷惑行為への相談件数は約703件で、そのうちの9割にあたる。相談後、ほとんどのケースは違反者への指導のほか、電話番号を変えるな

ど被害者への助言で解決しているという。

知り合いの女性に卑猥な文書を繰り返し送り、数十回にわたり無言電話をかけるなど悪質な行為については警告が 30 件出た。2000 年 4 月には以前の交際相手の女性にしつこくつきまとうストーカー行為を繰り返した男性が、再三の警告に従わず、全国で始めて逮捕された。

「事件を捜査して、恋愛であれば法律を適用、それ以外のものであれば条例を適用する二段階方式」

予防効果はかなり期待される事案である。

・ ストーカー行為規正法施行

2000 年 11 月 24 日の施行から 1 ヶ月間の逮捕と警告・禁止命令は 108 件。つきまといや待ち伏せが 64 件で最も多く、面会や交際の要求が 45 件、電話やファックスによる嫌がらせが 37 件などとなっている。

被害者は女性が 103 人、男性が 6 人の計 109 人。20 歳代が 36 人、30 歳代が 31 人で、平均年齢は 34.5 歳だった。加害者は男性 99 人、女性 7 人の計 109 人。

当事者との関係は元交際相手や恋人が 55 件、元夫婦や内縁関係が 22 件で、過去に恋愛関係にあったケースが 73%を占めた。

1 人で 2 回の警告を受けた男性が 2 人もいたが、警告から禁止命令に移行したのは 1 件だけで警告段階でほとんどが解決した。また、警告や禁止命令を省略して逮捕された 20 人はいずれも男性で、このうち 6 人が公判請求されている。

規正法では、警察による被害者への援助も盛り込まれ、防犯ブザーや電話録音装置の貸し出しが 24 件、当事者同士との交渉の場に警察施設を提供したのは 13 件だった。

一連の警察不祥事では、市民からの相談に対応しない姿勢が批判され、ストーカー対策は警察の信頼を回復する試金石とされた。施行 1 ヶ月で適用が 100 件を超えたことについて警察庁は「法律の効果が出ている。」としている。

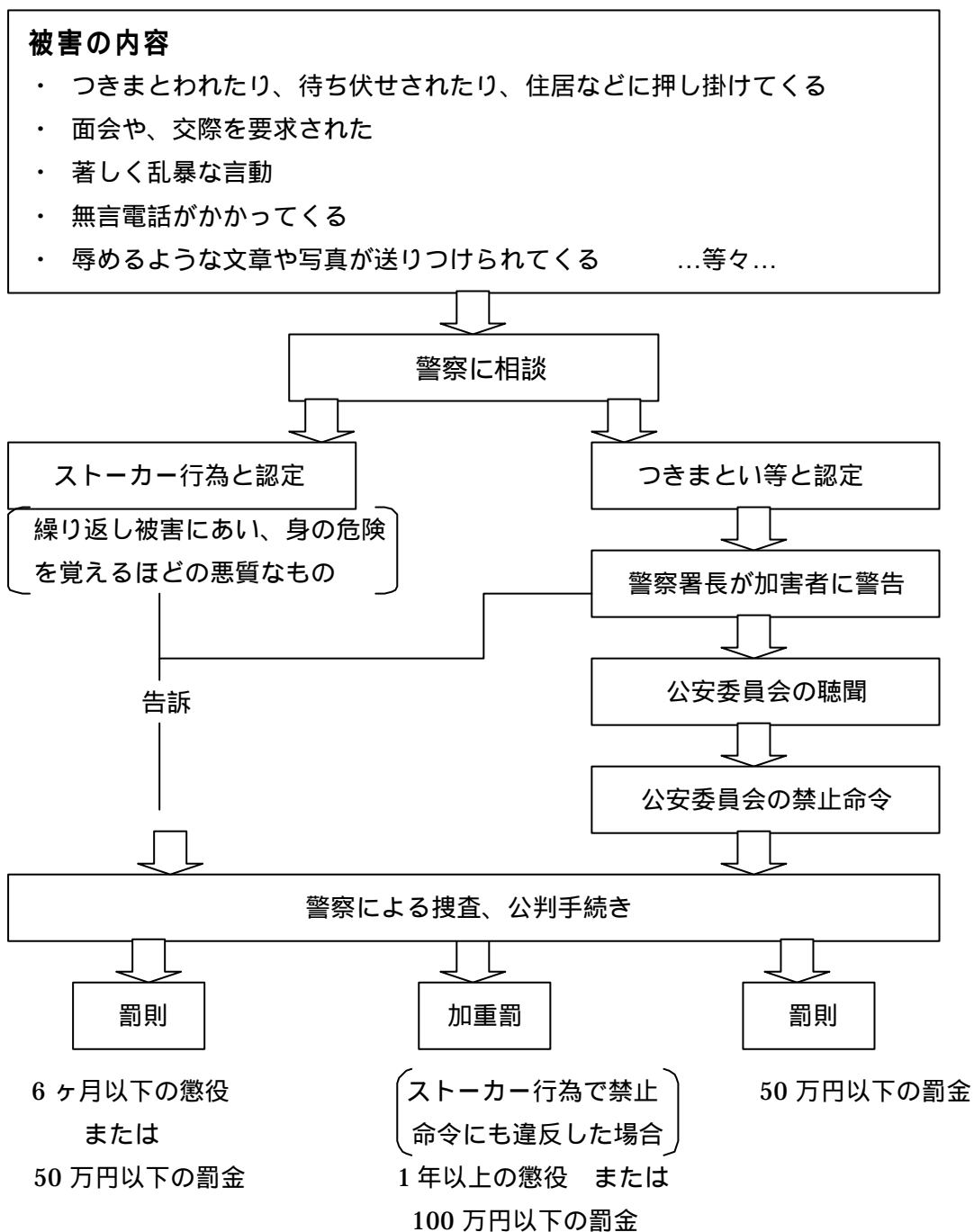
つきまとい、待ち伏せなどの嫌がらせを繰り返した場合、警察が相手に警告しさらに続いた場合は都道府県公安委員会が聴聞した上で禁止命令を出す。警告と禁止命令は原則として文書で行うが、被害が切迫している場合は口頭でもできる。

また、悪質な場合は一連の手続きを省いて警察が捜査でき、罰則を与えられる。

この他、被害者がほかの都道府県に引っ越した場合、再度の被害を予防するため、被害者と加害者の住所や、警告・禁止命令を出した理由を移転先の公安委員会に通知する。

さらに全国に警察本部は施工にあわせ、ストーカー対策室などを設置する。また被害者ケアのため、臨床心理士の資格を持つ職員を配置、ストーカー被害情報のデータベース化も検討しているという。

(図3) ストーカー規制の仕組み



2 . 大切なのは家事・育児 = 夫婦の協力

日向 直子 (2000 年度演習)

要旨

『離婚率 2 分 1 0 秒に 1 組』(98 年現在)

そもその原因として根底にあるのが古来からの「家事・育児は女性の仕事」という固定観念にあるのである。

この言葉を聞いてあなたはどう思うだろう？抵抗を感じない人も少なからずいる事と思う。その原因は何か？女性の就業率増加は関係あるのか？女性が更年期に陥るという“空の巣症候群”とはなんなのか？

これらの疑問の全てはこの言葉が少なからず影響していると思われる。そこで、私はこの固定観念がもたらした結果と今後の私たちの目指すべきこと、そしてしていかなければならない事を考えてみた。

1 . はじめに

離婚が目に見えて増加している、この世の中において、確かに離婚自体は他人がとやかく言うことでないし、離婚をしたことで幸せになるのであれば、止めようとは思わない。だが、その離婚の中にも原因を考えるべき離婚が存在すると私は思うのだ。更年期に起こるうつ病である“空の巣症候群”が引き起こす離婚がその一つなのだ。生きがいがなくなった事によって自分を見失ってしまった人生を一から見つめ直す意味で、一人になることを選んだり、また、生きがいの対象として「仕事」を選び、収入源を確保した結果、今までの育児・子供、夫、家事だけだった人生を考え直そうと夫に見切りをつけたりする離婚は、「夫は仕事、妻は家事」という古来からの固定観念がもたらした産物といえよう。このことを現在の離婚状況と併せて日本の就業率と育児・家事に対しての女性主体である現状を検証すると共に、政府の対応策・離婚・就業の関係を見ていながら、私なりの解決策を示していこうと思う。

2 . 離婚の現状

近年離婚は増加傾向にあり、98 年の統計によるとその数 2 4 万 3 0 0 0 件にも上る。これ

は、冒頭に示したように2分10秒に1組が離婚している（98年現在）計算となる。この膨大な数の離婚件数を少しでも減らす方法はないものか。先に述べたように離婚は人生経験の単なるひとつだと考える人もいるだろう。だが、育児・家事などのストレスによって自分を見失ってしまった結果 - いわゆる“空の巣症候群”に陥り、離婚に踏み切ったような離婚は解決策を提案できれば、減る種類の離婚ではなかろうか。また、この種類の離婚は創られた離婚の感もある。つまり夫婦関係の根底にある概念である「夫は仕事。妻は家事」これによって、もたらされたのではないかと考えたのだ。よって、この概念をなくす事さえできれば、この種類の離婚は減らすことができるのではないかと思うのだ。よって以下では、離婚の申し立ての4分の3が妻からのものである事実から、妻あるいは女性に焦点を絞ってこの概念がもたらしている影響について分析していく。

3. 空の巣症候群とは？

1960年前後に、アメリカの社会心理学者が、更年期障害を“空の巣症候群”として提唱していた。これは、今まで、子育てや夫の世話だけに生きがいを感じていた主婦が、子供が巣立った後、夫との会話もなく空しさに押され、生きがいを無くし、心の中にぽっかり穴があいたような空虚な気持ちにおそわれて、うつ状態になることを意味する。また、女性ならば誰でも必ず更年期に入り、身体的には成熟期から老年期に移行する時期であり、丁度、子育てが完了する時期でもある。そして女性にとって人生の節目で、残り30~40年間の人生をどう過ごすか、じっくり考える期間でもある。この時期は新しい何かを見つけ、得意なものや好きな事を行う等して、自分のライフスタイルをつくるのが大切である。

《<http://www.amagasaki-med.or.jp/kenkokoza/9810-2/tsld002.htm>より》

また、以下に産経新聞（2000・02・09・朝刊）の記事要旨をまとめておく。

『“女性のうつ病”が近年増加傾向にあり、女性の場合は妊娠・出産や子育て、更年期、引越・近所づきあいの家庭的事情、それに配偶者の抱える悩みなど「内的」誘因がきっかけで起こりやすく、米国の研究によると、一生のうち治療が必要になるほどのうつ病にかかる人は、女性が10 - 25%に対し、男性は5 - 12%と罹患（りかん）率に大きな差がある。女性のうつ病に詳しい慶応義塾大学医学部精神神経科学教室の水島広子医学博士によると、女性と男性の発病背景が異なるのは、女性特有の生活環境に理由があるという。女性のうつ病には「生物学的性（セックス）」に基づく要因と、「社会的性（ジェンダー）」に基づく要因の二つが複雑にからみあう。

前者は、女性特有のホルモンなど、男性とは異なる身体構造に由来する。後者は、仕事場や家庭内など日々の生活環境の中で「女はこうあらねばならない」などと理想の姿を求

められることからくる。特に「社会的性」の例では、子育ての悩みや、配偶者との会話不足から来る関係悪化・不満、結婚・出産を機に仕事をやめたライフスタイルの変化からくる焦燥感などがあると、水島医師は言う。

更年期女性の場合は、子供が巣立った後にぼっかり心が空洞化したり、定年後の夫と関係悪化や老後不安を抱えて精神状態が不安定になる「空の巣症候群」などが要注意。責任感と同時に、「なぜ自分だけが・・・」という不満、家族の無理解や疲労感からみ合うストレスを抱える介護中の女性のうつ病も深刻だ。水島医師は、最近の働く女性のうつ病にも目をむけている。あるポストと同時に、家庭を持つキャリア女性が、仕事と家事すべてをうまくこなそうと一人でがんばるあまり、うつ病にかかってしまったケースなどがみられると女性のうつ病を説明している。

また、うつ病の精神療法として、水島医師は米国で進んでいる「対人関係療法」を勧める。水島医師によると、うつ病患者の治療では、家族・恋人・親友など重要な他人・友人・親類など職業上の人間関係などの三者からなる「対人関係の重要度」が適切なバランスをとるよう仕向けることで、「心の健康」を取り戻せるという。『産経新聞(2000・02・09・朝刊)』

女性に多いうつ病患者は全国に数万人はいるとされるが、参考までに美寿実出版部発行・関谷神経科クリニック院長・関谷透著《みずず健康読本シリーズより》「誰もが危ない心の病気」より「空の巣症候群」の自己チェック内容を記しておく。

- ・ 子供は家を出て夫婦ふたりっきりになる時がある
- ・ 夫は多忙で家を空けている
- ・ イライラや不安で夫婦喧嘩が増えた
- ・ 夫婦生活はないか、または少なくなっている
- ・ 子供さえも性の対象に考えてしまう
- ・ 気分が沈んで涙もろくなってきた
- ・ 台所仕事を含めて家事が億劫である
- ・ 化粧など身だしなみを気にしない
- ・ 自分はいない方が家族の為と思う

以上、10項目の質問を《・(そんなことは)ない・時々そうである・常にそうである》の3項目で自己チェックし、治療が必要かどうかを診断してくれている。自分の“空の巣症候群”度を調べてみてはいかがだろうか。

4. 空の巣症候群に陥らない為には？

そこで“空の巣症候群”で苦しまない為にはまず、女性が生きがいを100%育児や家事などに見出す状況を作らないようにすることが大切だと私は思う。平均余命の変化で子育て後の人生が30年以上となった今だからこそ、ライフスタイルや人生設計を考える余裕を子育て期間中から作るべき時代であり、女性を生きがいの喪失感からの“空の巣症候群”から守る上では一番重要な事だと思う。一方、NHK世論調査(S56・4~S63・3)をみると就業率が高まっている背景には「家庭以外に充実感の感じられるものを持っている」との理由で8割強の50歳未満の女性が働く事を望んでいる事が見て取れる。離婚の要因と言われる就業そのものも、元を辿ってみると「生きがい探し」の1つの解決策なのだ。しかしその生きがいのひとつの選択肢である企業環境は果たして充分整っていると見えるだろうか？

5. 就業と結婚・育児との関係は？

同一企業継続就業型の未婚・既婚別就業継続の理由アンケートによると、未婚女性の約7割が「結婚・出産していないので続けてこられた」と答えている。また、退職理由として「もともと、結婚の時に退職するつもりだった」(20.2%)「もともと、出産のときに退職するつもりだった」(8.5%)「育児休業制度など就労を継続しやすい制度が整っていなかった」(12.9%)を合わせると、40%近い人が結婚・出産・育児関係で退職を最初から考がえていたと言える。《(財)東京女性財団「大卒女性のキャリアパターンと就業環境」(平成10年度)より》

これは、日本の現状が女性に育児・家事の一切を任せるという古来からの固定観念の上に企業側の育児・家事への考え方がある結果といえよう。しかし、先程の統計のうち、別のアンケートを見てみると、きちんと就職の際に結婚出産しても仕事を続けると決めて就職先を考えた人に関しては、比較的工作を出産後も続けられている。よって、女性も就職を続ける意思があるのなら、きちんと制度の整った企業を選択する必要があるのだ。だが、今の少子化時代を考えるとまず企業側が制度としての家事・育児への理解度・対応度を高めていかなければならないことは必至だろう。では、現在就職活動等で注目されている福利厚生の柱：「育児休暇」の利用率は実際どうなのだろう。

6. 育児休暇

先に述べたように、育児と就業は深く関係している。始めから、結婚又は子供ができれば退職するつもりで就職する人も沢山いるのが現状だ。企業の育児休暇制度利用率《労働省「平成11年度女性雇用管理基本調査」より》をみてみると、まだまだ男性には浸透した

制度とはいえない。このような制度を利用するかどうかは、どれだけこの制度がその社会又は会社で浸透しているにかかってくる。その点、男性に関しては育児休暇をわざわざ利用してまで育児をするという概念が浸透するのはまだまだ難しいのかも知れない。だが、全雇用者中女性の37%の内、7割弱が既婚者でありこれからの労働者の担い手として重要視されている「女性」という働き手を確保する為に、そして“空の巣症候群”を生み出さない為に、生きがいのひとつの対象として「仕事」をしていく上で、男性の育児休暇の奨励と共に、あたりまえの制度として育児休暇の存在を確立させていく事は、今、企業に求められている大きな役割といえよう。

育児休業取得者割合 (%)

(H11)

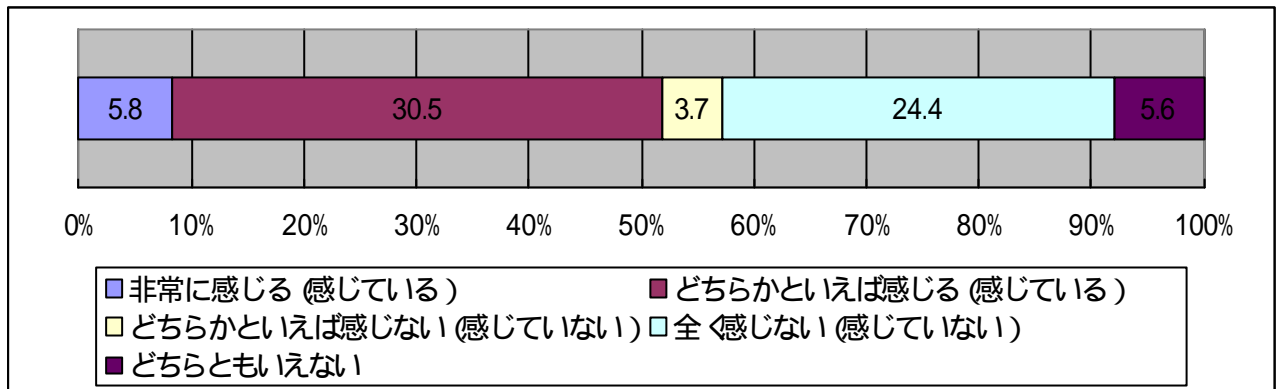
育児休業取得者の男女比			出産者に占める育児休業者の割合	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合
計	女性	男性		
100.0	97.0	2.4	56.4	0.42

このことは、《総理府が今秋実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」より》【男性が育児休業を取ることにどう思うか】を聞いたところ、「取った方がよい」とする者が(68.4%)と、7割近くに達した結果と、【男性が育児・介護休業を取ることに、現在、社会や企業の支援は十分だと思うか】を聞いたところ、育児休業について(80.1%)が「そうは思わない」と回答していることから、全体的には育児休暇に関して、肯定的な見方をしている人が多いのに比べて環境的には充分でないという大方の人が感じていることがわかる。これだけの人が、育児休暇に理解を示しているのだから、何らかのきっかけによって社会的な風潮をもっと育児休暇を取り易い方向へと向けさせることが必要だ。その体制が整えば、女性が仕事に携わっていく面でも、企業と関わり易くなり、夫婦のあり方にもなんらかの変化が期待できるようになるだろう。

7. 結婚 育児・家事

結婚に対する負担を「非常に感じる(感じている)」(5.8%)「どちらかといえば感じる(感じている)」(30.5%)という人は、36.3%であり、およそ3人に1人は結婚に負担を感じている。

負担の内容を男女別にみると、男性では「経済的負担」(68.9%)を挙げる人が7割弱で女性のおよそ2倍となっているが、それ以外の項目ではいずれも女性の方が割合が高く、特に「家事の負担」(38.8%)や「仕事と家庭を両立させるのが困難な負担」(37.5%)に関しては女性の割合が高い。



この結果から、女性がいかに「家事・育児」と密接に関わっており、「家事・育児＝生きがい」の構図を生み出すまでの状況を創りだしてるかが伺えると共に、相当な負担を男性よりも「家事・育児」に関して感じている事が見て取れる。では、この風潮はどうやって出来上がってしまったのだろうか？そして、このような家事・育児に対してならずとも男性優遇の感が伺えるのは何故なのだろうか？

8. 男性優遇は何故？

先ほどの《総理府が今秋実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」より》社会において男性が優遇されている原因を聞いたところ、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりなどが根強いから」を挙げた人の割合（約7割）が最も高く、次に「仕事優先、企業中心の考え方が根強いから」を挙げた者の割合（5割強）が高かった。この数字は、わかっちゃいるけど、なかなか古い固定観念から抜け出せない日本人像を映し出している様に思う。しかしながら、実際に統計で見ると理想と現実のギャップの狭間にいる日本人像もまた、はっきりと見える。また、7項目目にて紹介した男性が経済的に負担を感じている背景にもやはり「夫は仕事」の概念が存在している事は上記のアンケート結果からわかる。2人で仕事と家の事を協力する、いわゆる家庭内協力の考え方が浸透すれば、男性における金銭的負担も軽減すると思うのだが。

9. 家事分担から家庭内協力へ？

次に下図のBパート形態の妻を持つ夫婦について見てもらいたい《98年度サントリー不易流行研究所調べ》。一旦専業主婦となり、再就職した人が多いパートの妻を持つ夫婦の場合、家事に対して認識のズレがA・Cの夫婦に比べて大きい。

～ 家事は誰がするべきか？ ～

夫	妻中心	家族全員	妻	妻中心	家族全員
A 妻がフルタイムの夫	50%	44%	A'フルタイムの妻	27%	67%
B 妻がパートの夫	66%	29%	B'パートの妻	28%	68%
C 妻が専業主婦の夫	70%	23%	C'専業主婦の妻	53%	43%

専業主婦の時には自分がやればよいと思っていた家事もパートにすることで、家事は家族で協力して行うものだという意識に代わる。結果、パートをしている妻は、家事に対してフルタイムで働く女性と同じくらいの意識で家庭内協力を望むようになる。一方夫は専業主婦の夫とパートの夫を比較してもらうとわかるように、ほとんど家事に対する意識に変化はなく、妻中心という考え方である。パートに出てからは、お互いに仕事を持っているという意識の上で夫も家事に対する考え方に身をもって変える事がすぐにできればいいのだが人間は言われてそうそう実行に移せるものではない。考え方を換えさせてくれるようなバックアップ制度が必要となってくるが、を政府はきちんと持っているのだろうか。

10. 制度は活かされているのか？

個々人が能力を生かした自分らしい生き方を実現できる社会にする為に設けられたものに“女性週間”＜毎年4月10日より1週間＞“仕事と家庭を考える月間”＜毎年10月＞がある。だが、これらはいずれも全国的な認識度は低く、まだまだ満足のいく成果を挙げられているとは言えない。つまり、これらはまだまだ改善の余地があるのだ。そこで、私が提案するのが、“女性週間”と“仕事と家庭を考える月間”を講演会を開くばかりの期間とせず、企業に呼びかける等して育児休暇等の制度促進期間への利用だ。例えばファミリー・フレンドリー企業【注】の促進をもっと積極的に呼びかけたり、

【注】 育児休業制度、介護休業制度等の仕事と家庭との両立を支援する多くの制度を持っており、かつ、男性や管理職も含め実際によく利用されている事。
 レックスタイム制、在宅勤務制度等の仕事と家庭とのバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること。
 制度の利用がしやすい雰囲気であり、経営トップや管理職の理解があるなどの仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること

企業内でもより男性が育児休暇をとりやすい習慣にする為の話合いの場を持たせる等の期間と位置付けてもらう。この2つの期間に企業の育児に対する考えを向上させていく事を浸透させられれば、頭では多くの人が望んでいる男性の育児休暇促進を図り易くできるし、女性の育児に対する不安などのいわゆる育児ノイローゼも解消される方向へと進み、

道は明るくなると思う。また、育児・家事への負担が減れば、精神的にも余裕が出てきて、子育て中にも女性は自分と向き合う時間が確保される。すなわち、子育て中から自分とも向き合う時期への準備ができるようになり、子育て終了後に起こっていた虚脱感がもたらず“空の巣症候群”患者も減る事だろう。つまりは、自分ひとりになりもう一度自分を見つめなおす為の離婚願望も薄れると予想される。今現在存在する制度のあり方をもう1度見直してもっと実際的に利用する方法を労働省女性局は検討するべきだと思う。

11. 離婚と就業の関係

厚生省資料および総務庁「家計調査」に基づきサンセイ長寿社会研究所の作成した《「家計に占める妻の収入の割合」と「離婚率の関係」》からは順相関関係がわかった。つまり、妻の家庭内における収入の増加によって、離婚が増えるという結果がでたようだ。

『だが、少子化・高齢化社会の進展により、「20歳～64歳」のいわゆる「労働の担い手となる」人口は1995年の78百万人から2025年には66百万人へと、この30年間で2割近く減少すると予想されており、それに伴う日本経済の衰退が危惧されている。こうした中、高齢者の労働力と共に大きな期待を集めているのが女性、特に主婦層の労働力である。

今後、結婚・出産により家庭に縛り付けられる事の無い就労・育児環境の整備を進め、主婦層の就労割合を高めていく必要があるが、先の相関関係からそれに伴い「離婚」も増加していくことが予想される。加えて、夫がいつまでも「妻は家庭を守るべきである」という意識をもっていると、経済的に自立した妻が、「夫に満足できないから離婚したいと」切り出す可能性はさらに高まっていくことだろう。』《サンセイ長寿社会研究所副主任研究員談》

よって、「夫＝仕事、妻＝家事・育児」この固定観念の払拭こそが、収入の増加と離婚との順相関関係を崩す為の唯一の方法といえよう。

まとめ

「空の巣症候群」「育児、家事」「就業」の関係をみてきて分かった事は、全ての根底には「夫＝仕事、妻＝家事・育児」という固定観念が存在していることだ。そして全体的には企業側から提示されている育児休暇に対しては、肯定的な考え方が多くを占めているのに、実際には男性がこの制度を充分に利用できる環境が整っているとは言えず、家事等も女性が主体となってしまっているのが現状だ。結果、育児・家事を「生きがい」としてしまった女性が子育て終了後に“空の巣症候群”と呼ばれる状態に陥ってしまうケースが多く生

み出されている。これに対して政府は、この家事・育児が女性主体となっている為に起こる問題や、企業においての女性の働く環境、そして男性が育児休暇を積極的に取れる為に対応策をいくつか打ち出していた。が、それらはまだ目に見えた成果が出ているとはいえない。“空の巣症候群”は、「家事が女性の仕事である」といったこの固定観念が生み出した産物であるのだ。11項目目で述べた順相関数は結果だけを見ると、一見、仕事に「生きがい」見出した女性は、収入源を得た結果、離婚に踏み切るように見える。が、どれもこれも結局は固定観念に起因しているのである。育児・家事を男性/女性関係なく、協力していくという家庭内協力のスタンスの定着を図れば、女性の長期的なライフスタイルもパートナーを交えた形で考えられるだろう。

だが、その為には何度も言っているように、「夫 = 仕事、妻 = 家事・育児」というこの固定観念の排除から始める必要があるのだ。

企業側では育児休暇を取りやすい環境作り促進の為に、例えば日本 IBM のように産前産後の7・8週間は強制的に育児休暇を取ってもらうようにする制度を作ったり、又は子供が生まれた際には、ある程度の期間は帰宅時間を早めたりできるシステム作りをしていく必要があるし、政府はその制度をバックアップする体制を整える必要がある。これを浸透させられれば、本当の意味での男女平等能力社会を築く事にもつながるのではないか。そして、私たちは協力する心をお互いに持てるよう、努力する事が何よりも大切である。この全てが成立すれば、この「夫 = 仕事、妻 = 家事・育児」という固定観念に惑わされる日々とおさらばできるだろう。

3 . チョッパリからイルボンへ ～ 文化交流の効果～

宮崎 美奈 (2000 年度演習)

- (注) ・ チョッパリ : 韓国語で足袋や草履を履いた日本人を馬のように
ひずめが割れた者と見下げた呼び方
・ イルボン : 韓国語で日本人という意味

要旨

1995年の調査では韓国人の過半数が日本人を嫌いと答えています。韓国のメディアと教育によって日本人のイメージの誤解は大きくなっています。そこで文化交流によって直に日本人と触れてもらい日本人を好きになってもらおうというのがこの研究の主旨です。

具体的には、日本人のイメージ改善への効果が高いと思われるサッカーの親善試合、特に2002年に日韓で共同開催されるワールドカップと日韓交換修学旅行の効果について検証しました。

現状

韓国人の過半数は日本人を嫌っています。それは以下の2つの表を見ていただければ明らかでしょう。

表1

	日本が好きだ	日本が嫌いだ
84年	22.6%	39.8%
88年	13.6%	50.6%
90年	5.4%	66.0%
95年	5.5%	68.9%

左の表1を見て下さい。これは日本・朝日新聞、韓国・東亜日報、米国・ルイス・ヘリス社によって行われた日・韓・米3国共同世論調査の結果です。ここでは韓国人の日本人への

好感度を調べたアンケートをみていただきます。調査を開始した84年から95年まで悪化する一方であったことが見て取れます。

表2 . 日本が好き・どちらかといえば好き

	日本への好感度
韓国	30%
中国	53%
ベトナム	95%
タイ	80%
マレーシア	91%
インドネシア	72%

左の表2を見て下さい。これは読売新聞1995年5月23日をもとに作成した表です。アジア各国の日本への好感度を示しています。韓国以外のアジア諸国では、過半数が日本を「好き・どちらかといえば好き」と答えています。それに対して、韓国では過半数が日本を好きだと思っていません。

以上の2つの表から韓国人がいかに日本に対して好感度を持っていないかがおわかりいただけだと思います。

そしてこの結果は、韓国人の日本人への態度として表れています。その最たるものが呼称です。

日本人は韓国人を「韓国人」と呼びます。読者の皆さんは当たり前のことを言っていると思っていらっしゃるかもしれません。

しかし韓国人にとっては当たり前のことではないのです。つまり韓国人は日本人を「日本人」と呼べないのです。次の頁の表3を見て下さい。

表3

日本人の奴	24.9% (25.7%)
倭奴	10.3% (5.1%)
チョッパリ	17.3% (26.7%)
日本人	40.3% (30.4%)
日本人の奴ら	6.3% (12.0%)

この表は1991年に日韓21世紀委員会の論文集に掲載されていたものです。左は全国集団。括弧内は大学生集団です。一見、「日本人」という呼称が40.3%で最も多い為韓国人も日本人を「日本人」と呼んでいる

ように見えるかもしれませんが。しかし実際には日本人の蔑称（「日本人の奴」、「倭奴」、「チョッパリ：足袋や草履を履いた日本人を馬のようにひずめが割れた者と見下げた呼び方」、「日本人の奴ら」）が合計**58.8%**と過半数を占めています。

呼称は相手に対する感情を表します。例えば、仲の良い友達同士ではあだ名で呼び合うのに、嫌いな人にあだ名で呼ばれるのは嫌なのと同じです。呼び方は相手への親しみの度合いのバロメーターなのです。

原因

では何故韓国人は日本を嫌っているのでしょうか？主な理由は3つあります。

・歴史的背景

・豊臣秀吉の朝鮮出兵（文禄慶長の役）

豊臣秀吉によって行われました。第一次朝鮮出兵は1592年、第二次朝鮮出兵は1596年に行われました。当初、朝鮮官軍は惨敗しました。当時朝鮮ではあまり戦争がなく、鉄砲技術などが日本に比べて遅れていたためです

その後、海将李瞬臣と亀甲船と言われた装鉄船を中心とする朝鮮海軍や抗日義兵によって朝鮮は日本の侵略戦争に勝利することになります。

しかし日本が優勢だった時に、朝鮮北部・南部でも日本軍によって殺戮・捕虜・略奪が激しくなされてしまった。

・日韓併合

1910年に大韓帝国は大日本帝国に侵略されました。いわゆる日韓併合です。その際、大韓帝国は大きな被害をこうむりました。大韓帝国は

日帝の皇国臣民化や大東亜共栄圏の口実のもとで支配を受けました。韓国人は学校では母国語の使用が禁止され、その代わりに日本語の使用を強要されました。また姓名を日本名に変えるように強制されました。

続いて太平洋戦争中には青・壮年男子が強制的に徴用されて鉱山や工場で酷使され、学徒志願兵と徴兵制の実施で、青年達と学生達が各地の戦線に引っ張られていきました。

それのみならず、女性までもが挺身隊という名のもとに侵略戦争の犠牲者になったのです。

このように大韓帝国は国の物資だけでなく、人力までもが日帝の侵略戦争に強制的に動員されたのです。

・韓国の教育

韓国ではいわゆる反日教育がなされました。その例として最たるものは李承晩大統領時代の教育です。李承晩大統領は反日家を自他ともに認めており、1950年代の韓国では特に反日教育が盛んで、日本が過去いかに非道なことをしたのかを明らかにする教育がなされました。

また日韓併合時代の韓国の悲劇を表現した資料館や博物館が建設され、日本でいう社会科見学のコースになっています。これらは広島原爆記念館以上に生々しいものといわれています。

・ 韓国のメディア

多くの国においてメディアの影響力の大きさが認められています。韓国も例外ではありません。むしろ韓国ではメディアが他国よりも権威をもっています。そして韓国メディアは反日であるといわれています。それは日本に対して大きな懸念、つまり日本が再び韓国に侵略戦争をしかけるのではないかと考えを強く持っているということなのです。

以下のものはそれを端的に表した具体例です。これは自衛隊のP K O活動が決定した時の韓国の主な新聞の見出しです。

- ・『ハンギョレ新聞』論評 1990年9月22日付け
「中東」口実に海外派兵の突破口づくり
- ・『朝鮮日報』1990年10月9日付け
「日本敗戦後初の派兵」に憂慮深まる
- ・『東亜日報』1990年10月10日付け
日本の自衛隊の変則派兵
- ・『東亜日報』社説 1990年10月12日付け
日本軍の海外派兵に反対する
- ・『ハンギョレ新聞』1990年10月17日付け
国連平和協力法案提出の意味
- ・『ハンギョレ新聞』1990年10月20日付け
自衛隊派兵、軍事大国化を憂慮
- ・『東亜日報』1990年10月24日付け
日本はどこに行くのか(上)

内容を詳しく説明できないのが残念ですが日本に対して深い懸念をもっていることは見て取れるでしょう。

・ 原因の結論

以上4つの原因を見ていただきました。これら4つの原因で言いたいことは、なぜ終戦から50年以上がたった今も韓国の対日感情が悪いのかという疑問への1つの答えです。

もちろん、日韓併合時代の生き証人が今もたくさん生きていらっしゃるということもわかっています。

しかし韓国の教育・メディアの影響も原因の1つなのではないでしょうか。

目標

ここで私の目標を話します。

表 2'

	日本が好きだ	日本が嫌いだ
84年	22.6%	39.8%
88年	13.6%	50.6%
90年	5.4%	66.0%
95年	5.5%	68.9%
10年	30.0%	15.0%

左の表 2' を見て下さい。1995 年の「日本が好きだ」5.5%を 2010 年に 30.0%にし、1995 年に 68.9%である「日本が嫌いだ」を 2010 年までには 15.0%にしたいと考えています。

表 1'

	1991年	2010年
日本人	40.3%	50.0%以上
日本人への蔑称	58.8%	50.0%以下

左の表 1' を見て下さい。1991 年には日本人を「日本人と呼ぶ」よりも「日本人を蔑称する」という回答のほうが多かったのを、

2010 年には逆転したいと考えています。つまり韓国人の過半数の方に「日本人」と呼んでもらいたいのです。

手段

・韓国人の日本人嫌いの理由についての復習

上で述べた通り、韓国の教育とマス・メディアがあげられます。これらによる悪い日本人のイメージの刷り込みが日本人への好感度を下げています。

さらに言うならば、現実的な日本人と韓国人の間のふれあいが不足しているために日本人への偏見・誤解に歯止めがきくことはないのです。

・韓国人に日本人を好きになってもらうための手段

韓国人の日本人への偏見・誤解を減らすためには、韓国人と日本人との間で直に人と人とのふれあいをする機会を増やす必要があります。

その中で、最も効果的だと思われるのが日韓交換修学旅行と、2002 年に開催される予定の日韓共催サッカー・ワールドカップに代表されるサッカーの親善試合です。

意義

韓国人に日本人を好きになってもらうことの意義はたくさんあります。まず韓国人の日本人への好感度が上昇し日韓関係が良い方向に向かったならば、日本は 20 世紀の暗い過去と決別して新しいスタートをきることができます。

何よりも韓国との関係の改善は政治面・経済面での今よりも大きな展開を実現し、日本に利益を生じることでしょう。

早速、日韓交換修学旅行とサッカーの親善試合という文化交流の効果について、世論調査と自作のアンケート（注）をもとに、検証してみます。

（注）：2000 年 12 月に、大韓民国から来日して駐日大韓民国大使館で勤務している方 11 人に対して行った調査です。

調査・分析の結果

・ サッカーの親善試合の効果

サッカーの親善試合の効果は次の表を見ていただければ明らかです。

表 4 . 親善試合で関係は改善されると思いますか

思う	10人
思わない	1人

左の表 4 を見て下さい。これは自作のアンケートの結果です。

「サッカーの親善試合で日韓関係は改善されると思いますか」という質問に対し、11 人中、10 人が「改善されると思う」と答えています。

逆に「改善されると思わない」と答えた人はわずかに 1 人でした。

表 5 . W杯で関係は改善されると思いますか

思う	11人
思わない	0人

左の表 5 を見て下さい。これは自作のアンケートの結果です。

「2002 年に日韓が共催して行う予定のサッカー・ワールドカップで日韓関係は改善されるとおもいますか」という質問に対し、11 人中、全員が「改善すると思う」と回答しました。逆に「改善すると思わない」と答えた人は 0 人でした。

表 5・表 6 の 2 つの表から多くの韓国人が、サッカーの親善試合・2002 年開催予定のサッカー・ワールドカップを日韓で共催することで日韓関係が良くなると思っていることがわかります。

しかし、私の自作アンケートでは信じられないという方もいらっしゃるかと思います。そこで見ていただきたいのが表 6 です。

表7 . W杯に興味がありますか

ある	77%
ない	23%

表7は2000年日本・朝日新聞、韓国・東亜日報、米国ルイス

・ヘリス社によって行われた日・韓・米3国共同世論調査の

結果です。「サッカーで最大の世界大会であるワールドカップが、2002年に日本と韓国で共同開催されます。このワールドカップに関心がありますか。関心はないですか。」という質問にたいして、77%の韓国人が「関心がある」と答えています。

表8 . W杯で日韓関係は改善すると思う

良い方向に進むと思う	61%
そうは思わない	39%

左の表8は日本・朝日新聞、韓国・東亜

日報、米国・ルイス・ヘリス社によって行

われた日・韓・米3国共同世論調査の結果です。「この大会(2002年ワールドカップ)を共同開催することで、日本と韓国の関係は、いまよりよい方向に進むと思いますか。そうは思いませんか。」という質問に対して、61%の韓国人が「よい方向に進むと思う」と答えています。

表7・表8から韓国人が、サッカー・ワールドカップで日韓関係が改善されると思っていることがわかります。

そしてもうひとつ見ていただきたい表があります。

表2 ”

	日本が好きだ	日本が嫌いだ
84年	22.6%	39.8%
88年	13.6%	50.6%
90年	5.4%	66.0%
95年	5.5%	68.9%
00年	17.0%	20.0%

左の表2 ”を見て下さい。これは日

本・朝日新聞、韓国東亜日報、米

国・ルイス・ヘリス社によって行わ

れた日・韓・米3国世論長さの結果

です。84年から95年まで韓国人

の日本人に対する好感度は悪化

の一途をたどっていました。ところが2000年に劇的に改善されています。これは2002年開催予定のワールドカップのために起こったことだと考えられます。

しかし、皆さんの中には謝罪問題などの政治的な面での進展で対日感情がやわらいだと考えの方もいらっしゃるでしょう。

それでも、この対日感情の好転の理由は2002年開催のワールドカップです。その根拠は2つあります。

1つ目の根拠は私の体験です。私はフランス・ワールドカップのアジア予選での日韓戦を

観戦しました。この試合は今までの日韓戦とは雰囲気の違いがありました。試合は両国にとってワールドカップ出場をかけた大事なものでした。それにもかかわらず、国立競技場は「日韓一緒にワールドカップへ行こう」という気持ちでひとつになっていました。2002年の日韓ワールドカップ共催が決まっていたためです。ワールドカップで日韓の郷里が縮まったのを肌で感じました。

2つ目の根拠は「原因」のところで述べた韓国メディアの影響力の大きさです。韓国メディアは2002年のワールドカップの情報を大々的に流しました。政治的な進展よりも。

その理由も1つにはサッカーが韓国人の国民的スポーツであり韓国人がそのニュースを歓迎し求めたことがあげられます。

その他の理由としてはこのニュースが新鮮だったことがあげられます。謝罪問題のような政治問題は韓国人にとって、見たいと思うほど明るいニュースではありません。しかも政治問題の重要性はひとまず置いておくとして、マンネリ化した話題となりつつあるのは否めません。政治問題は日本の政治家の発言ひとつを見ても、好転したり悪化したりを繰り返しています。例えばここ数年を見ても1995年に政治家の問題発言（村山発言・渡辺発言）があったり、2000年に謝罪問題が進展（野中謝罪）したりしています。

以上の根拠で表2”の韓国人の日本人への好感度の好転はワールドカップのために生じたと考えられます。

・ 日韓交換修学旅行の効果

次に日韓交換修学旅行の効果についての分析結果を見ていただきます。

（注）：自作アンケートは2000年12月に、大韓民国から来日して駐日大韓民国大使館で勤務している方11人に対して行った調査です。

表9．来日して日本人を好きになりましたか

好きになった	9人
嫌いになった	0人

左の表9を見て下さい。これは自作のアンケートの結果です。「来日して日本人を好きになりましたか」という質問に対して9人が「好きになった」と回答しています。

表10．来日して日本を好きになりましたか

好きになった	7人
嫌いになった	0人

左の表10を見て下さい。これは自作のアンケートの結果です。「来日して日本人を好きになりましたか」という質問に対して、7人が「好きになった」と答えています。

表 7・8 から韓国人は来日することで日本・日本人を好きになるということがわかりません。

表 10 . 韓国人は来日することで日本に対するイメージを改善できると思いますか

思う	9人
思わない	1人

左の表 11 は自作のアンケートの結果です。「韓国人は来日することで日本に対するイメージを改善できると思いますか」という質問に対し 9 人が「思う」と答えました。

表 11 . 韓国人は来日することで日本人に対するイメージを改善できると思いますか

思う	9人
思わない	2人

左の表 13 を見て下さい。これは自作アンケートの結果です。「韓国人は来日することで日本人に対するイメージを改善できると思いますか」という質問に対し 9 人が「思う」と答えました。

表 10・表 11 から多くの韓国人が来日することで日本・日本人のイメージを改善することができると思っていることがわかります。

結論

分析の結果からサッカーの親善試合、特に 2002 年に日本と韓国とで共同開催されるサッカー・ワールドカップには、日韓関係を改善する効果があることが見て取れました。

また、同じく分析の結果から日韓交換修学旅行にも韓国人の日本人に対する好感度を上昇させる効果があることが見て取れたと思います。

ただし、自作のアンケートの中には「日本にあまり長く滞在すると日本人の嫌な面も見えてくるので短期滞在がより良い」という意見もありました。そこで長期滞在よりも 1 週間程度の旅行がイメージ改善のためには適していると思われます。

また旅行の効果は、韓国人がまだ柔軟なとき、つまり韓国のメディアや教育を過信して日本に誤解や偏見を持つ前の方が高いと思われます。

その根拠は子供の柔軟性です。例えば、鳥の雛は最初に見たものを親だと思えます。それぐらい子供の時になされた刷り込みは強いのです。それは人間の子供にも言えることです。刷り込みで問題になっている例えが戦前の日本の皇民化教育です。

従って、旅行は成長途中である小学校から高校までの間に修学旅行として行ったほうがよりよいと考えられます。

以上のことから、サッカーの親善試合と日韓交換修学旅行は、韓国人の日本人に対する好感度の上昇・日韓関係の改善に効果を発揮することがわかりました。

4 . ユーゴ紛争の 平和的解決をめざして

矢澤裕美子 (2000 年度演習)

要旨

多民族国家であったユーゴスラビアで起きた民族紛争は、指導者のレベルでの民族主義と、経済的自主性を抑制され、連邦における後進国を養うことを押しつけられた先進地域の不満を原因として起きたものである。そして、民族紛争をなくすには、諸民族の平等、各共和国・自治州の平等、そして経済的・政治的自主性が保証されるような連邦制の国家形態と、他方で共和国・自治州間で協力しあい経済開発をして、ユーゴスラビア全体の経済状態を改善することが最善である。

研究の概要

(1) 研究の目的

この研究の目的は、ユーゴスラビアで起きている民族紛争の解決法を探っていくことである。民族紛争とは、ある一つの民族によって、他の民族に対抗するデモ・集会・武力行使などの行動のことである。目標は「民族紛争をなくすこと」で、民族紛争のある状態から、どのようにすれば民族紛争をなくせるかを考えていきたい。民族紛争のある状態から民族紛争がない状態にいたるまでに最善と思われる手段は、諸民族すべてが尊重される連邦制の国家形態、そして、連邦全体で経済開発へ取り組むことである。

(2) 研究の意義

ユーゴスラビアの民族紛争が、民族主義や経済状態が原因で起きていることがわかれば、ユーゴスラビア内の政治の問題だけでなく、ユーゴスラビアに対する国際社会からの圧力が、紛争を減らすためにできる最善のことであるかどうかということがわかる。

(3) 分析の方法

ユーゴスラビアで起きている民族紛争には、民族主義が原因で起きている紛争と、経済状態に対する不満から起きている紛争がある。そこで、民族主義が紛争にどのような影響を及ぼしているのかということ、紛争が起こった前後の、民族主義と紛争の関係から調

べる。(70年代～90年代の民族主義政策と紛争の関係、ボスニアでの紛争が起きる前の民族構成)

また、経済状態が紛争にどのような影響を与えているのかということ、経済状態と紛争の関係から調べる。(共和国・自治州の経済状態の格差)

(4) 論文の構成

はじめにユーゴスラビアで起こる民族紛争の原因が、日常生活での民族の違いで生まれた庶民レベルからの民族主義、または、指導者が庶民を扇動する形で利用した民族主義のどちらにあるのかを、民族主義政策と紛争の関係、ボスニアにおける諸民族の居住分布で調べる。

次に、連邦制の強化に伴い経済的自主性を抑制されたことに対する不満・経済格差が連邦からの独立につながった紛争に関して、共和国・自治州の経済状態の格差と、経済的自主性の抑制と連邦制に対する不満を調べる。

最終的に、ユーゴスラビアがどのような状態であることが最善であるのかを考える。

調査・分析の結果

民族主義と紛争の関係

ユーゴスラビアで起こる民族紛争は、庶民レベルからの民族主義ではなく、指導者達が政治活動の上で利用してきた民族主義が原因だと考えられる。そこで、指導者レベルでの民族主義的動きと紛争の関係、そして、庶民レベルでの諸民族の関係を調べる。

まず、74年から91年の間で、民族主義政策とその結果起きた紛争をあげる。

(国際社会からの外的影響を受けている時期は避けて考えるため)

表1は旧ユーゴスラビア連邦において、民族主義が関係している出来事・政策と、その結果起こった紛争を表にしたものである。旧ユーゴの指導者により、民族主義的な政策が打ち出され、その結果抑圧された民族による紛争、民族主義を煽られた民族の紛争が起こった。もしユーゴスラビアで、指導者による民族主義的政策を無くせるようであれば、これらの「政策に反対する紛争」は無くせる、と言える。そして、諸民族民族そして各共和国・自治州の平等を保障した連邦制の国家形態なら、どの共和国・自治州にどの民族が属するということが問題ではなくなるため、帰属を問題とする対立はなくなる。

表 1

日付	民族主義政策	紛争
74年	(ユーゴスラビア連邦新憲法発布)	
87年	ミロシェビッチセルビア共和国幹部会議長に選出	コソボのセルビア人集会
88年	セルビア共和国憲法改正案提出	セルビアとコソボの対立
	ユーゴスラビア連邦共和国憲法修正案可決	コソボでストライキ
89年	連邦幹部会コソボに「特別措置」	スロベニアで連帯集会 セルビアで集会
	コソボ自治州議会セルビア共和国憲法修正案に合意	コソボで反対デモ
	セルビア共和国議会、共和国憲法修正案可決	コソボで反対デモ激化
90年	クロアチア共和国憲法の一部改正	クロアチア警察とセルビア人衝突
	クロアチアのセルビア人のクライナ・セルビア人共和国帰属表明	クロアチア警察セルビア人を急襲
91年	スロベニア・クロアチア独立宣言採択	連邦軍とスロベニア軍の衝突

次に、庶民レベルでは諸民族はどのような関係であったのかを考えてみる。

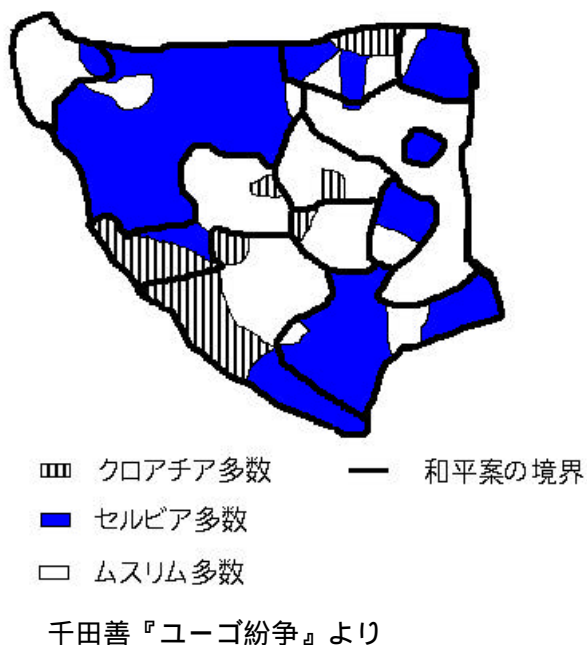
例) ボスニアでの民族構成

ボスニアでは、92年4月初めからセルビア人、クロアチア人、ムスリム人の3勢力の指導者達がそれぞれの支配領域を拡大するための争いを起こし、それが武力闘争にまで発展し、庶民を巻き込んだ隣人同士の殺し合いになってしまった。

ここでは、ボスニアの紛争が起こる以前の民族構成を見てみる。

図1は、ボスニアでクロアチア人、セルビア人、ムスリム人がどのように分布して住んでいたかを表した図である。図を見てみると、諸民族は、それぞれの民族が、それぞれ1ヶ所に集まって、民族ごとに分かれているのではなく、バラバラに混じり合って分布していると言える。また、ボスニア紛争の和平案で提案された境界を見てみると、それぞれの民族が、きれいに分かれている地域はほとんどなく、他民族が同じ地域に属することになることがわかる。

図 1



また、サラエボ（ボスニアの都市）の地域別民族構成を見てみる。

表 2

	合計(人)	クロアチア人	ムスリム人	セルビア人	ユーゴスラビア人
中心部	79005	5372	39660	16670	12956
ハジチ	24195	750	15388	6387	822
イリジャ	67438	6946	28998	25086	5125
ノボ	95255	8763	34006	33053	15050
パレ	16310	130	3633	11270	391
スターリ・グラッド	50626	1215	39488	5163	3240
トルノボ	6996	13	4820	2063	69
ボゴスチャ	24707	1062	12551	8845	1729

1991年「ボルバ」紙より

表 2 は、ボスニアの各地区ごとで、諸民族の割合を示した表である。この表を見ると諸民族は地域ごとに完全に分かれて住んでいるのではなく、混住していたと言える。また、混住・混血の象徴であるユーゴスラビア人（両親がそれぞれ異民族である子供、自己申告で「ユーゴスラビア人」という民族に決めた人、などのこと）もそれぞれの地区に多く見られる。

つまり、ボスニアでは紛争以前、諸民族が「隣人」として暮らしていて、異民族同士の婚姻も行われ、庶民レベルでは民族の違いはさほど重要ではなく、民族主義も盛んではなかった、と言える。

これらのことから、ユーゴスラビアで起こる紛争のうち民族主義を原因とする紛争は、「庶民の生活の中で生まれた民族の違いに対する不満」により起こった紛争というよりは「指導者レベルでの民族主義」により引き起こされているもので、指導者レベルでの民族主義をなくすことができれば、ユーゴスラビアで起こる民族主義を原因とする紛争は無くせると言える。

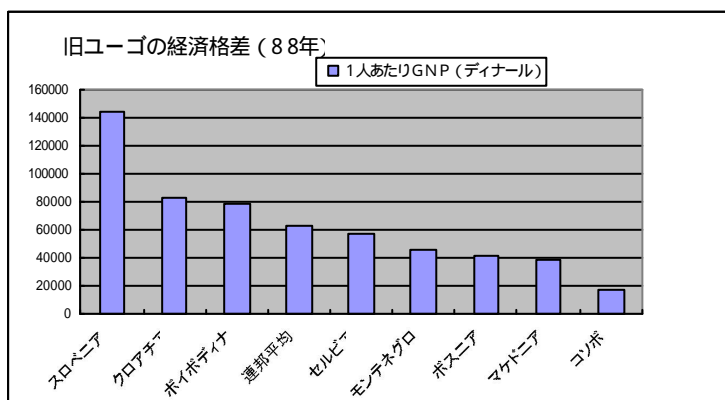
経済状態と紛争の関係

旧ユーゴ連邦において先進国であったスロベニア・クロアチアは、88年の連邦憲法改正により経済的自主性を抑制されたこと（連邦を養わなければならなくなったこと）に不満を持ちそれぞれ独立宣言をした。その結果、スロベニアでは独立に反対するユーゴ連邦軍との衝突、クロアチアでは独立しようとするクロアチアからの離脱をめざすセルビア人とクロアチア警察の衝突などの紛争が起こった。

このことから、経済的自主性を抑制され、ユーゴスラビア連邦の強化、共和国・自治州間の経済格差が連邦制への不満となり、連邦からの独立を求め、民族紛争を引き起こすことが考えられる。そこで、経済状態と紛争の関係を調べる。

まず、共和国別の経済状態と紛争の関係をしてみる。

図 2



旧ユーゴ連邦統計局資料より

図 2 を見ると、旧ユーゴ連邦の各共和国・自治州の経済格差は、最も豊かな地域と最も貧しい地域の間で、8 倍もの差があった。豊かな地域は「働いても働いても連邦政府に持

って行かれる」と考え、貧しい地域は「いつも貧しいのは、先進地域に搾取されているからだ」と考え、お互いに連邦制への不満になった。しかし、後進地域は連邦政府から助成金をもらうなどしていたので、連邦制に対する不満は、先進地域の方が大きかった。また高度成長期に、経済状態が年々少しずつ上昇していた間は不満は少なかった。一方先進地域は各共和国に経済的自主性を抑制されたことで、連邦から独立することが議会で決定された。

このことも考えると、ユーゴ全体の経済状態を良くして、共和国間の格差をなくせば、連邦制への不満はなくなり、独立を求めることはなくなるので、連邦からの独立を要求することに関わる紛争は起こらなくなる。また、連邦内での、共和国・自治州の経済に関する自主性を保証すれば、連邦内の先進地域が独立を要求することはない、と言える。

結論

民族主義と紛争の関係を調べた結果、紛争以前庶民レベルでは民族の違いはさほど重要ではなく、諸民族が隣人として暮らしていたので、民族主義は重要なものではなかった。しかし、民族主義を掲げた指導者達の民族主義政策により、抑圧された民族の不満が紛争を生み出すことになったことがわかった。

また、経済状態と紛争の関係を調べた結果、旧ユーゴにおける先進地域は、連邦制の強化に伴い経済的自主性を抑制され、貧しい地域を養わなければなくなったことに不満を持ち、連邦からの独立を宣言させたことがわかった。

ユーゴスラビアで起こっている紛争は、指導者の立場にある人間による民主主義が大きな原因となっている。そして、旧ユーゴスラビア連邦内での経済格差と経済的自主性の抑制に対する不満が原因で、連邦からの独立を求め紛争が起きた。この二つのことから考えると、連邦制を強化し諸民族の権利を抑制するのではなく、共和国と自治州の権利が等しく保証され、諸民族すべてが尊重されるような連邦制の国家形態、そして、連邦全体で経済開発に取り組むことが望ましいと言える。一つの民族により他の民族を抑制し、それに対する反発が起こり、その結果すべての共和国・自治州がバラバラになり、そこで暮らす民族が分断されるより、経済的にも政治的にも各共和国・自治州に大きな権限を持たせ、他方で共和国・自治州間で協力しあい経済開発をして、民族主義により政治を行うことのないような国になることができれば、少なくとも、民族主義が原因である紛争と、連邦からの独立に関わる紛争はなくすことができると言える。

5 . 皇室予算は 何によって規定されるか

羽根名奈子 (2000 年度演習)

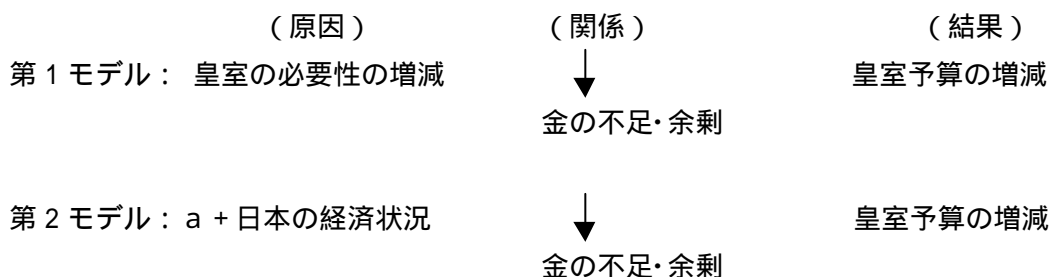
要旨

「皇室予算はその必要性ではなく、日本の経済の状況によって規定されている。」

このロジックを、皇室の仕事量（就労日数）と、国民からの敬愛度（一般参賀人数）から皇室の必要性を指標化する作業をふまえ、立証した。予算が必要性に規定されるということは、それだけその事業に妥当性があるということであり、必要性に規定されない事業は何らかの問題を抱えたものであると断言していい。そういう意味でこの論文は、皇室の必要性と予算がどこまで関連性があるか、どこまで妥当性を持ったものであるかを検証するものである。

研究概要： 予算は何によって規定されるかというとき、一般的にはそれは必要性、すなわち需要で決まると考えられる。では、皇室予算は本当に皇室の必要性によって決まるのか。それとも国内の経済状況によって決まるのだろうか。それについての調査・立証がこの論文のテーマである。この作業により皇室予算を規定する因果関係が明確になる。また、その事から予算の削減についての妥当性が提唱できれば、経済的なメリットの発生を説明できると考えた。

分析方法は、第 1 モデル（皇室の必要性が皇室予算を規定する。）と、第 2 モデル（国内の経済状況が皇室予算を規定する。）を設定し、検証した。



* a = 皇室体制維持にかかる必要最低金額

第 1 モデルは、皇室の必要性の増減が、必要性に応じたものであるだろう事業の増減

につながり、さらにその事業にかかる金の不足・余剰になり、皇室予算の増減を規定するというロジックである。一方第2モデルは、日本の経済の状況が、政府の国家予算額を決め、その推移状況がそのまま皇室予算の策定にもスライドされるというロジックである。

調査方法： モデルの検証に必要な「必要性」「予算」「日本国内の経済状況」についての指標化を以下のように設定、それぞれについて1980年度からの年度別の動向を調査した。

必要性 { 仕事量……天皇、皇后の一年間のスケジュールより休日・静養
期間を除いた日数 = 就労日数
国民からの敬愛度……毎年1月2日に行われる一般参賀の人数

必要性は仕事量（就労日数）と国民からの敬愛度（一般参賀人数）で測る。現在の憲法に約束された皇室体制には、天皇の国事行為が明記されており、皇室の仕事量が0になることはない。また憲法では、天皇は日本国民の象徴であり、天皇の権限は形式的なものに制限されている。つまり、実質の政治的な権限を持たない皇室の役割は、極めて精神的なものである度合いが強いのである。このことから皇室の必要性を測るには、仕事量だけでなく、国民からの敬愛度 すなわち、皇室がどれだけ国民から必要とされているか、敬愛を集めていることを視野に入れる必要があると考えた。

予算……一般会計予算総額における皇室費の割合（％）

経済状況……実質GDPの伸び率（％）

経済状況を実質GDPの伸び率で考えようとしたのは、国家予算そのものの推移で測ろうとすると物価の変動を差し引かなければならなくなり、わかりにくくなるからである。

調査結果： * 必要性

……過去3年間：変化なし

それ以前のデータ：公表されていない。（該当資料なし）

宮内庁からの口コミ情報：戦後における皇室の仕事量は変化なし。

* この口コミ情報は、2000年12月に宮内庁の代表の人に電話インタビューを行ったものである。

.....全体的に低下。(表1)

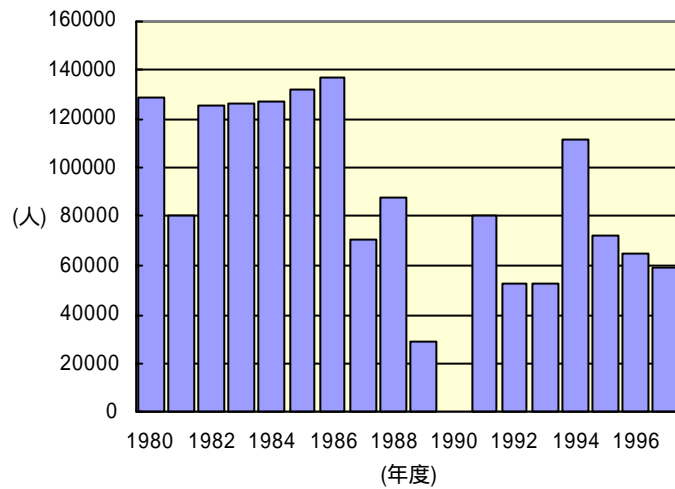
81年...底冷えの為。

89年...天皇、病気による一般参賀欠席のため。

90年...天皇死去の為一般参賀なし。

という3点についての状況考慮の必要はあるものの
全体的に低下していることがいえる。

表1 . 一般参賀人数の動向

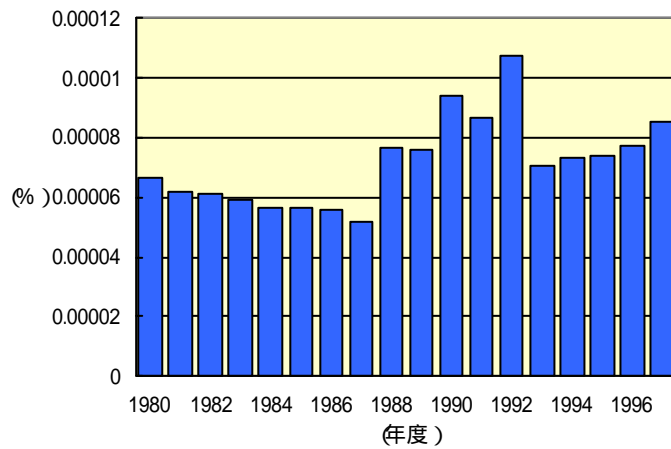


資料；朝日新聞・毎日新聞(1980 - 1997)

* 予算.....一般会計予算における皇室費の割合の推移(表2)

皇室費の推移(表3)

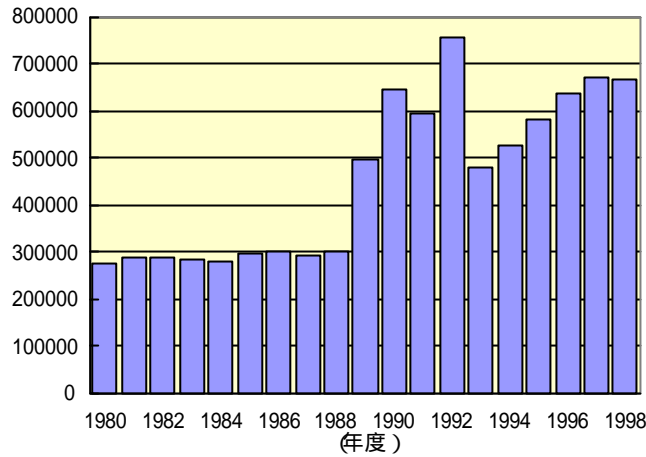
表2 . 一般会計予算に占める皇室費の割合の推移



資料；日本統計年鑑 / 総務庁統計局

(1 9 8 0 - 1 9 9 7)

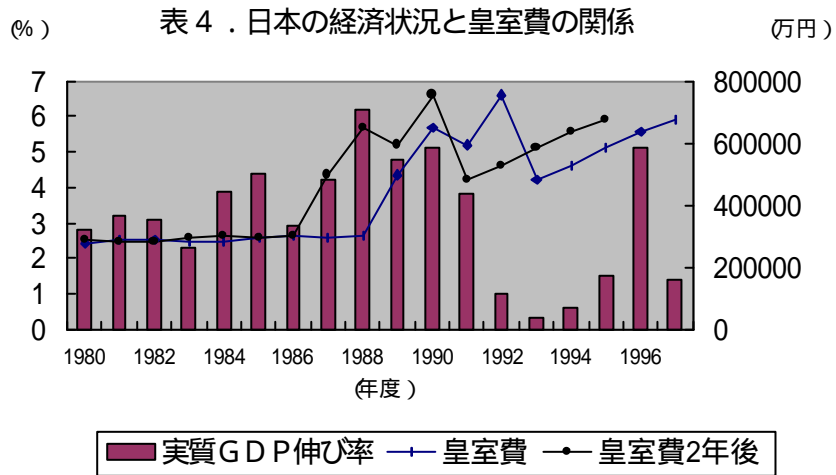
(万円) 表3 . 皇室予算の推移



資料 ; 日本統計年鑑 / 総務庁統計局

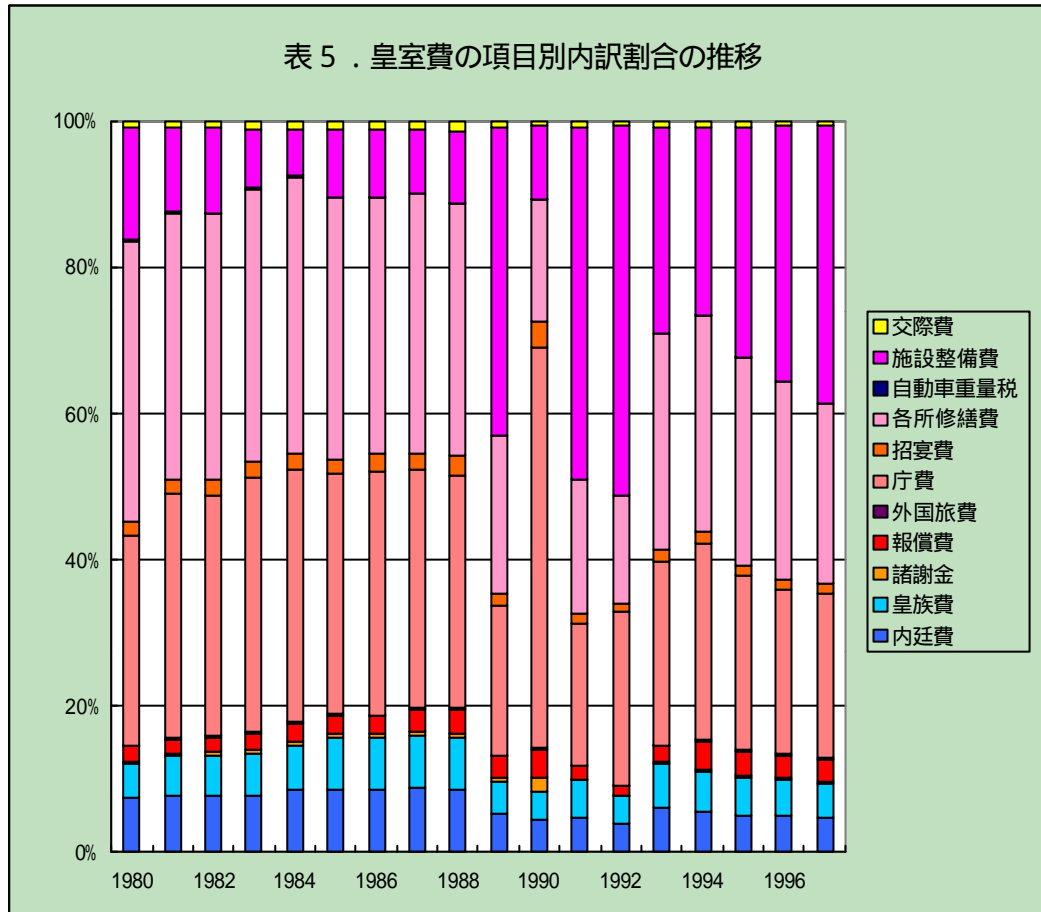
(1 9 8 7 - 1 9 9 7)

* 経済状況.....実質GDPの伸び率 (表4)



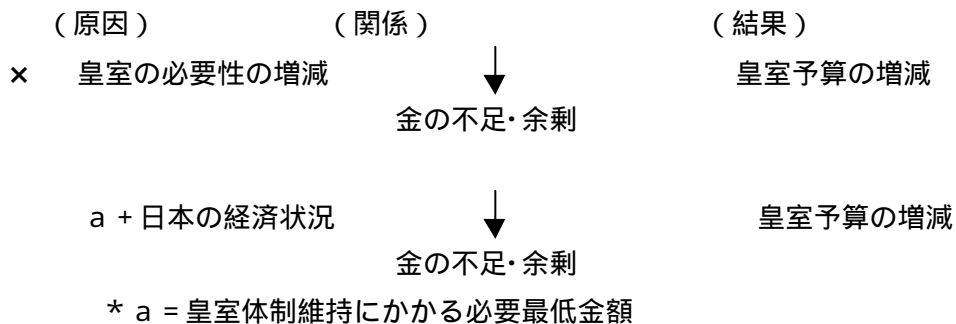
考察：皇室の必要性は、仕事量の横ばいと国民からの敬愛度の低下により、全体的に低下しているといえる。しかし皇室予算はそのような動向をたどっていない。また関連性も見られなかった。皇室予算割合の推移は、皇室費そのものの推移と動向が一致していた。かわって経済状況の動向と皇室費の関連性は、2年のタイムラグをはさむと一致、関連性が見られた。(表4 . 皇室費2年後というデータ) これは、

「予算作成は使用の前年である。」「予算作成には当時の経済状況が影響する。」
 ことを考慮すると説明がつく。さらに、皇室費の増減に伴って変化した項目の抽出を行ったところ、(表5)「施設整備費」の項目が該当することがわかった。



資料：「一般会計予算」(1980 1997)

結論：結論づけると、皇室予算は必要性によって規定されているのではなく、その予算作成時の経済状況によって規定されている。皇室予算の策定には必要がなくてもお金があるのなら使う、という浪費型、無駄遣いの構図が含まれているといえる。



そうすると、皇室予算の削減のためには日本の経済状況の悪化が必要ということになる。だがそこで発生する経済的なメリットというのは、もはやその本質的な価値を失ってしまう。よって、皇室予算を削減し、そこから経済的メリットを発生させるためにはまた違う方面からのアプローチが必要である。ここでは、現在の皇室予算を規定する原因を検証したことに意義を置いて研究のまとめとしたい。

6. 日本の永住制度 見直しにおける福祉国家化

門木 祐子(1999年度演習)

要旨

永住制度の見直しのために日本の福祉国家化を目指す

研究の概要

日本は在日外国人に国政レベル・地方レベルを問わず参政権を持つことを、様々な法によって許されていないのが現状である。日本国民と同様に政党助成金を払い、納税の義務を果たしているながら参政権が与えられていないのは、日本国憲法に反すると思われる。今日、外国人の地方参政権を求める最も重要な論拠は人権であり、居住国の政治過程に参加する権利が人間生活の不可欠の要素であると説かれている。しかし、人権の到達度を他国と比べてみて、日本はまだまだその値は低いといえる(図1参照)。北欧やオランダでは外国人に地方参政権を与えているが、永住資格が事実上その前提となっていて、永住権を取得できる期間も日本に比べてはるかに短い(表2参照)。日本の実務では、日本人または永住者の配偶者か、子でなければ永住資格を取得するのに、20年もの滞在を要件とする非常に厳格な永住資格認定制度がある。これらのことから、日本の永住制度の見直しを目標に掲げたいと思う。日本の永住権取得年数を20年からせめて10年に縮めたい。手段としては、永住権と深く結びついていると思われる北欧・オランダの福祉制度に見習って日本の福祉国家化を提案する。日本の厳しい永住制度の理由も考えながら、北欧の福祉制度に目を向けて、それが永住制度とどう結びついているか研究したい。

調査・分析の結果

<日本の理由と北欧の政策>

日本で永住資格を取得するのに20年もの居住を要件とすることは、理由の1つとして日本の周辺には国民所得の少ない国が多く、これらの国からより高い賃金とより安定した生活を求めて、わが国に定着しようとする外国人が後を立たないからであるところあげられる。また、山岳地帯を除いた国土面積、人口密度、労働人口、経済事情などを総合的に判断して、一般的に外国人の長期在留を制限する出入国管理政策が第二次世界大戦後一貫して取り続けられているためと思われる。北欧は19世紀から20世紀初頭にかけて移民を送り出す国であったが、それが徐々に移民を受け入れる国に変わり、労

働力となる外国人の流入を歓迎していた。しかし、それらが必要なくなり労働力政策が打ち切られたのであるが、最近では難民の流入が一層増え、スウェーデンなどでは移民削減政策が打ち出されており、厳密な資格制度を経た後でなければ入国および滞在が認められなくなった。このような北欧の政策をみていると、日本の理由はなんとも自分勝手に都合の良いものに思えてならない。

< 北欧やオランダの福祉制度から日本が見習うこと >

- ・ 付加価値税の引き上げ :

表3からも分かるとおり、福祉国家における付加価値税の高さは半端ではない。しかし少しでも福祉国家化を目指すのであれば、妥協しなければならない点が出てくることはあたりまえである。この表3と図2とを比較して、だいたい15%以上であれば、目標の永住権10年取得に繋がるのではないであろうか。この分析方法の方がかなり実現困難にも思われるが、日本は他の先進諸国に比べ、付加価値税ははるかに低すぎると表3からも言えると思われる。

- ・ 連帯賃金制（同一労働、同一賃金）と職業訓練の機会均等 :

スウェーデン人と同じ労働をしている外国人には、スウェーデン人と同じ賃金を払うという原則で、労働組合も在住外国人に対して保障する権利である。つまり労働組合も<連帯感>もしくは<共同の精神>で在住外国人の労働条件を保障している。これらの原則も永住権短期取得に大きくかかわっているように思われる。

- ・ 社会保障、住宅政策、教育政育の同等の権利・義務 :

これらの権利・義務も、永住権と深くかかわっているものと思われる。

- ・ 民族差別オンブズマン制度の導入 :

この制度は公権力によって間違った扱いを受けたと思う人は、どのような社会的立場にあろうとも、誰でも国会オンブズマンに手紙を書くことができるという国会オンブズマン制度の中の1つ。この制度が北欧の人権と深く関わっているのは一目瞭然であるが、永住権の短期取得にも影響されていると思われる。スウェーデンでは1809年から国会オンブズマン制度

なるものが存在していた。民族のためのこうしたオンブズマン制度の存在によって、様々な民族差別は解決され、永住権の年数も北欧に近いぐらい短縮されることであろう。

結論（研究の総括）

北欧の福祉制度を調べてみて、様々な外国人における福祉制度が存在していることがわかった。その中でも永住制度に深く影響している制度をあげてみたが、これらの制度を導入することにより、日本永住制度は今のままでは必ずなくなるだろう。内からの改善から、自然と外国人にも地方参政権が与えられてくるはずである。とにかく、人権について深く考慮しない限り何も始まらないであろう。

参考文献；

- 「外国人参政権と国籍」 / 近藤 敦 / 明石書店
- 「外国人の参政権」 / 近藤 敦 / 明石書店
- 「国際移民の時代」 / S・カースルズ等 / 名古屋大学出版
- 「スウェーデンを検証する」 / 岡沢 憲芙 / 早稲田大学出版部
- 「EU 諸国」 / 小川 有美 / 自由国民社
- 「スウェーデンハンドブック」 / 岡沢 憲芙・宮本 太郎 / 早稲田大学出版部

図1 人権の到達度

99%	フィンランド
98%	スウェーデン・デンマーク・オランダ ニュージーランド・ドイツ
97%	ノルウェー
96%	スイス・ベルギー
95%	オーストリア
94%	カナダ・フランス・アイルランド
93%	イギリス
92%	ポルトガル
91%	オーストラリア
90%	アメリカ・イタリア
87%	スペイン・ギリシア
82%	日本

表2・永住権、地方参政権、配偶者の帰化および帰化に必要な移住期間

国または州	永住権	地方参政権	配偶者の帰化	帰化
アイスランド	不存在	6ヶ月	3年	5年
フィンランド	2年	2年	(2年)	5年
スウェーデン	1年	3年	3年	3年
デンマーク	2年	3年	(2 - 4年)	7年
ノルウェー	3年	3年	2年	7年
スペイン	不存在	3年	1年	10年
オランダ	5年	5年	3年	5年
ポルトガル	5年	5年	免除	6年
スイスのヌーシャテル州	5又は10年	5又は10年	5年	12年
スイスのジュラ州	5又は10年	10年	5年	12年

表3 付加価値税の国際比較(1990年)

(単位：%)

スウェーデン	25.0
アイルランド	23.0
デンマーク	22.0
フィンランド	21.2
ノルウェー	20.0
オーストリア	20.0
ベルギー	19.0
イタリア	19.0
フランス	18.6
オランダ	18.5
ギリシア	18.0
ポルトガル	17.0
イギリス	15.0
ドイツ	14.0
スペイン	12.0
日本	5.0
(日本だけ2000年現在)	

千里足下 2001

無断転用転載を禁ずる

2001年3月発行

成蹊大学法学部政治学科
増山幹高研究室

〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1

Phone: (0422) 37-3958

Fax: (0422) 37-3876

masuyama@law.seikei.ac.jp

<http://uno.law.seikei.ac.jp/~masuyama/seminar>